

平成19年11月29日（1）

開議 10時21分

○議長 秋成茂信君

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は15名で定足数に達しておりますので、平成19年第4回豊前市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会で協議の結果、本日11月29日から12月14日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、5番村田喜代子議員、8番宮田精一議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成19年8月から10月までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、閲覧できるよう事務局に保管しておりますので、ご了承願います。なお、本年の議長会等の主な活動状況については、お手元に配布したとおりであります。

日程第4 提出議案の上程及び提案理由の説明を行います。

市長から付議案件として、議案15件の提出がっております。これを一括上程し議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日ここに、平成19年第4回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共にご多用のところご臨席を賜り誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件11件、道路廃止認定案件2件、予算案件2件の合計15件であります。

次に、議案の順序により、ご説明申し上げます。

議案第79号は、豊前市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。日本年金機構法が公布されたこと及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第80号は、豊前市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市公共下水道事業及び豊前市農業集落排水施設事業に地方公営企業法を適用し、公営企業の設置条例において新たに規定を設けるため、関係規定を整備する案件であります。

議案第81号は、豊前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであ

ります。健康保険法の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、それぞれ一部を除き、平成20年4月から施行されることに伴い、関係規定の整備を行う案件であります。

議案第82号は、豊前市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。赤熊南土地区画整理事業地区内の公園整備が完了することに伴い、関係規定を整備する案件であります。

議案第83号は、豊前市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市立図書館の運営を指定管理者に行わせるため、関係規定を整備する案件であります。

議案第84号は、地方公営企業法の規定を適用する日を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市公共下水道事業及び豊前市農業集落排水施設事業の2事業に、地方公営企業法を適用する日を定める案件であります。

議案第85号は、豊前市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公共下水道事業及び農業集落排水施設事業の2事業に、地方公営企業法の全部を適用するため、規定を整備する案件であります。

議案第86号は、豊前市水道事業運営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市東部地区工業用水道事業、豊前市公共下水道事業及び豊前市農業集落排水施設事業を含めた公営企業全般の健全かつ円滑な運営に関して審議をすることとするため、関係規定を整備する案件であります。

議案第87号は、豊前市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公営企業職員の給与等に関する事項について、豊前市職員の規定を準用するため、関係規定を整備する案件であります。

議案第88号は、豊前市土砂等の堆積の規制に関する条例の制定についてであります。土砂等の堆積による災害等の発生の防止及び市民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、関係規定を整備する案件であります。

議案第89号は、豊前市青豊集会所の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。豊前都市計画事業赤熊南土地区画整理事業地区内に集会施設を設置するため、関係規定を整備する案件であります。

議案第90号は、豊前市道路線の廃止についてであります。道路法第10条第1項の規定に基づき、豊前市道路線を廃止するに当たり、同法第10条第3項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第91号は、豊前市道路線の認定についてであります。道路法第8条第1項の規定に基づき、豊前市道路線を認定するに当たり、同法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第92号は、平成19年度豊前市一般会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算は、市政運営上、緊急必要とされる経費等について、所要の措置をいたし

たところであります。その補正額は、772万9000円で、補正後の予算総額は114億309万3000円であります。

歳出の目的別補正の概要について、ご説明を申し上げます。

2款総務費は、例規集の印刷費180万円の補正であります。

6款農林水産費は、141万円の補正であります。その主なものは、農地・水・環境保全向上対策事業21万円、アサリ貝生産振興事業補助金120万円の補正であります。

8款土木費は、道路台帳補正委託費130万円の補正であります。

10款教育費は、321万9000円の補正であります。その主なものは、校用備品127万円、要保護・準要保護補助金189万9000円の補正であります。

この補正予算の財源は、歳出補正に伴う国庫支出金等の特定財源のほか、一般財源として、地方交付税を措置いたしたところであります。

議案第93号は、平成19年度豊前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。補正額は、8359万8000円の補正で、その主なものは、療養給付費等の補正によるものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長 秋成茂信君

以上で、議案の上程及び提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終わりました。

12月6日及び7日の本会議において、一般事務についての質問を行ないます。

なお、議案に対する質疑は12月7日のみといたします。

一般質問及び議案に対して質疑のある方は、本日、午後5時までに発言通告書を提出されるようお願いいたします。なお、発言の順序は、通告書提出の順序といたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

散会 10時32分